

## 2025年度ハロカルホリデーすみだ 参画パートナー募集要項

「ハロカル」とは、“ハローカルチャー&ローカル”から名付けたプロジェクトです。墨田区在住の小学生の子どもたちに、スポーツや文化芸術、自然体験や社会体験などのプログラムで利用できる電子ポイントを提供します。ついては、ポイントの利用先として参画する団体及び個人（以下、「ハロカル参画パートナー」という。）を、以下の通り募集します。

### 1. 2025年度の事業概要

#### (1) ポイント付与対象者

墨田区内に在住又は在学している小学1年生から小学6年生までの子ども（定員3,000名）

#### (2) ポイント付与額・利用期間

付与額：一人あたり5,000円～8,000円分

利用期間：2025年7月19日～2025年10月31日まで

#### (3) 注意事項

- ・ポイントはオンラインで利用できるものを提供します。利用者及び参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。
- ・利用期間内に開催される体験プログラムのみ対象となります。
- ・参画パートナーのポイント利用手続きについては、「7. ポイント利用にかかる手続き」を確認してください。

#### (4) 主催

ハロカルホリデーすみだ実行委員会

### 2. 登録の条件

#### (1) 申請者の要件

次の①～⑥すべての要件を満たしている団体や個人が対象です。法人格の有無や法人種別は問いません。

- ① 本事業の趣旨に賛同し、多様な体験・文化や地域の人との出会いの機会を通じて、地域全体で子どもたちを見守り、子どもたちのウェルビーイングの向上に寄与すること
- ② 子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの権利を守ること
- ③ 必要に応じて、運営事務局スタッフとの面談やアンケートやヒアリングに協力できること
- ④ 個人情報保護について万全を期していること
- ⑤ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑥ 「参画パートナー募集要項」、「参画パートナー規約」を遵守すること

## (2) 体験プログラムの要件

次の①～⑥のすべての要件を満たしている体験プログラムが対象です。

### ① 小学生の子どもを対象とした活動で、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当すること

活動分野	活動例
（ア） スポーツ活動	球技、水泳、ダンス・バレエ、体操、陸上競技、格闘技など
（イ） 文化芸術活動	音楽、アート、絵画、造形・ものづくり、書道、料理、伝統文化、異文化体験、科学・プログラミングなど
（ウ） 自然体験・野外活動	キャンプ、登山、農業、外遊びなど
（エ） 社会体験活動	職業・仕事体験、ボランティア体験 など
（オ） その他、運営事務局が特に認めるもの	

#### <登録対象外のプログラム>

上記に該当する活動であっても、次に当てはまるものは登録の対象外となります。

##### 観覧・鑑賞形式のみの活動

例：プロスポーツチームの公式戦の観戦、音楽・芸術の鑑賞イベント、博物館の展示物鑑賞（水族館・植物園・プラネタリウムなどを含む）など

※上記体験に加えて、参加者同士での事前学習や振り返りの機会などがある場合は、これに則しません。

※障がい等の特別な事情のある利用者に向けたプログラムについては、観覧・鑑賞形式のみであっても登録を認める場合があります。

##### セミナー・講義形式のみの活動

##### 学業成績向上やスキルアップを主たる目的とした活動

##### 施設利用のみで、子どもや運営者の交流が全くない活動

##### オンライン形式で行われ、対面での交流が全くない活動

##### 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することが主たる目的とする活動

##### 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

##### 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

##### その他、ハロカルホリデーすみだ実行委員会が趣旨に合わない判断した活動

### ② 原則として墨田区内でプログラムの提供を行うものであること

※区内では体験できないプログラムの場合等、集合解散場所が墨田区内であれば、対象となります。

### ③ プログラムの参加費等が適正に設定されており、ポイント利用期間内にプログラムの実施が完結するもの

※社会貢献や地域貢献を目的に、無償で行うプログラムも登録の対象となります。

※従来無料で行っているプログラムと同様の内容を有償化したもの、ハロカルホリデーすみだ実施期間後の有料プログラムへの参加を前提としたものは対象外となります。

### ④ 体験プログラムの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること（ポイント利用者以外も含む）

- ⑤ 参加者の受け入れに当たり、障がいがある子どもへの合理的配慮を行うとともに、参加者や参加家庭の国籍やルーツ、宗教、性別などによって差別しないこと
- ⑥ 活動中の事故やけがの発生に細心の注意を払い、安全・安心な体制をつくること  
※各体験プログラムの主催者は、参画パートナーです。活動中に発生した事故やけがの責任をハロカルホリデーすみだ実行委員会が負うことはできませんので予めご了承ください。

### 3. 登録申請方法・登録までの流れ

#### ステップ1 説明会の参加

運営事務局が開催する説明会にご参加いただき、活動の趣旨や参画パートナー登録の条件などについての説明を受けていただきます。

#### ステップ2 個別面談の実施

子ども向けの事業を継続的に実施していない新規参画パートナー登録希望者の方は、運営事務局との個別面談を実施させていただきます。

#### ステップ3 事業者登録申請

登録タイプに応じて、次の URL よりご申請ください。

※2024 年度にハロカルホリデーすみだの参画パートナーに登録した事業者は、事業者登録申請は不要です。ステップ3にお進みください。

※インターネット環境等の事情で、WEB フォームからの申請が困難な方は、事務局までご連絡ください。郵送等での方法をご案内いたします。

##### ①初めて「ポイント利用管理システム」を利用される場合

(本事業または他の事業に参画したことがない場合)

「新規登録申請フォーム」から申請してください。

新規登録申請フォーム

[https://pt.cfc.or.jp/new\\_application](https://pt.cfc.or.jp/new_application)



##### ②既に「ポイント利用管理システム」を利用されている場合

(本事業または他の事業に既に参画している場合)

「ポイント利用管理システム」にログインのうえ、「教室管理」メニューの「教室の追加申請」ボタンより登録申請を行ってください。

※権限が「本部」のアカウントで作業いただく必要があります。

ポイント利用管理システム

<https://pt.cfc.or.jp/schools>



#### ステップ4 体験プログラム申請

次の URL（体験プログラム申請フォーム）に必要な事項を入力の上、申請ください。

体験プログラム申請フォーム

<https://ws.formzu.net/dist/S48974661/>



#### ステップ5 審査

事業者申請フォームおよびプログラム申請フォームの内容を運営事務局が審査し、登録を決定します。運営事務局と面談等を実施する場合があります。

#### ステップ6 登録受理通知

登録が完了しましたら「登録受理通知」をメールにてお送りします。

※登録申請フォーム受領後、2週間程度で通知する予定です。また、書類に不備がある場合はこの限りではありません。

※登録を希望する方が次のいずれかに該当する場合は、ハロカル参画パートナーとしての登録を認めないことがあります。

- ・登録申請の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ・本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- ・本募集要項に定める条件を満たさないとき
- ・「ハロカル参画パートナー規約」の「1.登録の取消」に規定する「(1)取消事由」に該当すると判断したとき（過去に該当した場合を含む。）
- ・その他、ハロカルホリデーすみだ実行委員会が参画パートナーとして不適当と認めたとき

### 4. 登録の期間

- ・登録期間は、「登録受理通知」に記載の登録受理日から2025年10月31日までとします。
- ・ただし、2025年10月31日までに運営事務局からの通知がない場合、または参画パートナーより登録抹消の届出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。なお、2026年度以降に事業実施する場合、事業概要を別途お知らせします。

### 5. 情報の公開

運営事務局は、参画パートナーの名称、実施場所、連絡先、プログラム内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開します。なお、申請時に公開情報として明示した項目以外の情報は、参画パートナーの同意をいただくことなく、書面またはホームページにおいて公開いたしません。

### 6. ポイントの利用範囲

#### (1) 利用できる費用

ポイントを利用することができる費用は次のとおりとします。

- 1 参加費、体験料、その他プログラムの対価として支払う費用

- 2 プログラムを利用するために必要不可欠な用具等の費用で、参画パートナーにその支払いを行う費用
  - 3 その他、運営事務局が認める費用
- ※2、3のみへのポイント利用は認められません。

(2) 利用できない費用

次の費用にポイントを利用することはできません。

- 1 参画パートナー以外に支払う費用
- 2 プログラムを利用するために必要でない物品の費用
- 3 本事業の趣旨に反する費用
- 4 その他、運営事務局が不相当と認める費用

## 7. ポイント利用にかかる手続き

ポイント利用の流れは、次の2つの方法があります。いずれかの方法でお手続きください。

### ▼参画パートナーによるポイントの利用申請

- ① 参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等を用いて「ポイント利用管理システム」(※)にアクセスし、利用者コード、利用用途、利用期間、利用するポイント数等を入力してポイントの利用申請を行います。
- ② 利用者は、参画パートナーが作成したポイント利用申請データを確認し、確認期間内(ポイント利用登録データ作成日から7日間)にポイント利用の承認作業を行います。  
※確認期間を過ぎると、自動で承認となります。
- ③ 運営事務局は、②の利用者による承認が完了し、月末時点で利用が確定しているポイントについて、翌月10日に、利用されたポイント数に応じた金額(1ポイントあたり1円)を参画パートナーの指定口座に振込みます。(なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします)
- ④ 参画パートナーが①の手続きを行うことができるのは、当該年度の利用者のポイント有効期限の7日前)までとし、運営事務局はその翌月10日(11月10日)に振込みを行うものとします。(なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします)

### ▼利用者によるポイントの利用登録(QRコードによる利用)

- ① 参画パートナーは、「ポイント利用管理システム」から専用の二次元(QR)コードをダウンロードし、利用者に掲示します。
- ② 利用者は、スマートフォン等を用いてQRコードを読み取り、利用者サイトにログインのうえ、利用用途、利用するポイント数等を入力してポイント利用登録を行います。  
参画パートナーは、利用者への入力内容に誤りがないか必ず目視で確認を行ってください。
- ③ 運営事務局は、②が完了し、月末時点で利用が確定しているポイントについて、翌月10日に、利用されたポイント数に応じた金額(1ポイントあたり1円)を参画パートナーの指定

口座に振込みます。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）

④ 利用者が②の手続きを行うことができるのは、ポイント有効期限日までとします。

(※) ポイント利用管理システムについて

本事業では、ポイント利用にかかる手続きをオンラインシステムにより行います。特別なソフトウェア等は必要なく、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器があれば手続きが可能です。

## 8. ポイント利用のキャンセル

- ・ 参画パートナーは、利用者からプログラムの解約の申し出があった場合、利用者と参画パートナーとの間で取り決められたキャンセル規程等に則り、解約を受け付けることとします。
- ・ ただし、ポイントのキャンセルを受け付ける場合は、ポイントのキャンセル手続きによって利用者へポイントを戻すことで対応していただきます。利用者に現金、その他の方法により返金を行うことはできません。

<お問合せ先>

ハロカルホリデーすみだ実行委員会

運営事務局：東京都墨田区錦糸 1-11-1 ノイエヤマザキ 5 階

(公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン内)

TEL: 03-5858-6090 (平日 13:00~18:00)

E-mail: [sumida\\_p@cfc.or.jp](mailto:sumida_p@cfc.or.jp)

\* 土日祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く